## 松伏町総合振興計画審議会傍聴要綱

- 第1条 松伏町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、町民の町政に対する理解を深め、町政の 実現を一層推進することを目的とする。
- 第2条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、審議会の長は、松伏町情報公開条例(平成16年条例第25号)第6条各号の規定に該当する情報が含まれる事項について、非公開の理由を明確にし、非公開の会議を開くことができる。
- 第3条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。
  - (1) 会議名
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 出席者の氏名
  - (5) 会議の議題
  - (6) 傍聴者数(会議で傍聴者がいた場合)
  - (7) 非公開の理由(会議を非公開とした場合)
  - (8)審議の概要
  - (9) その他
- 第4条 審議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片 を受付に渡して、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。
- 第5条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許可しない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2)会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - (3) その他審議会において傍聴を不適当と認める者
- 第6条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を抽選することができる。
- 第7条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 私語又は談話若しくは拍手等をすること。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - (4)飲食又は喫煙をすること。
  - (5) 帽子をかぶること。
  - (6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。
- 第8条 傍聴人は、審議会が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速 やかに退場しなければならない。
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、審議会の指示に従わなければなら ない。

附則

この要綱は、平成30年6月1日施行する。

## 松伏町総合振興計画審議会傍聴要綱運用基準

松伏町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の傍聴については、松伏町総合振興計画審議会傍聴要綱(平成30年5月18日町長決裁。以下「要綱」という。)に定めるほか、次のとおり運用するものとする。

## 1 要綱第5条関係

- (1)要綱第5条第2号に規定されている会議の妨害となると認められる器物等とは 次に掲げる物とする。
  - ア 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物
  - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類
  - ウ 鉢巻、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類
  - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類
  - オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器
- (2)要綱第5条第3号に規定されているその他審議会において傍聴を不適当と認める者とは、会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者とする。
- 2 第7条関係

要綱第7条第6号に規定されているその他会議の妨害となるような挙動とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 1 (1) に掲げる物を持ち込み、使用等すること。
- (2) 携帯電話等の無線機器を使用すること。
- (3) (1) 及び(2) に掲げる事項のほか、会議の支障となる行為をすること。